

## 第3章 労働組合の資格審査等

### 第1節 資格審査の概況

#### 1 新規係属件数

令和4年中に全労委に係属した新規係属件数は462件で、3年に比べ17件減少した。

新規係属件数を事由別にみると、不当労働行為の救済申立てに伴うものが244件で、3年に比べ54件減少している。なお、全体に占める割合は53%となっている。(第40表及び巻末統計表第20表参照)

第40表 資格審査新規係属事由別件数及び構成比率(全労委)

(単位:件、%)

区 分		件数					構成比率					
		30	元	2	3	4	30	元	2	3	4	
事項	年											
	新規係属件数	554	492	575	477	462	100	100	100	100	100	
	内	委員推薦	170	124	168	128	173	31	25	29	27	37
	内	不当労働行為	321	325	344	296	244	58	66	60	62	53
	内	法人登記	58	40	56	47	38	10	8	10	10	8
	内	総会決議	5	3	4	6	2	1	1	1	1	0
内	協約拡張適用	0	0	3	0	5	-	-	1	-	1	

(注) 令和元年年報において、平成30年における件数を修正したため、平成30年年報の数値とは一致しない。  
令和4年年報において、令和3年における件数を修正したため、令和3年年報の数値とは一致しない。

このほか、委員推薦が173件で45件の増加、法人登記に伴うものは38件で9件の減少、総会決議に伴うものが2件で4件減少している。

そのうち、中労委における新規係属件数は87件で、内訳は不当労働行為の再審査申立てに伴うもの56件、委員推薦に伴うもの29件、労働協約の拡張適用に伴うもの2件となっている(巻末統計表第22表参照)。

#### 2 審査

令和3年からの繰越件数536件、新規係属件数462件の合計998件のうち、適格決定328件、取下又は打切172件、不適格0件で合計500件が終結し、498件が5年に繰り越された(巻末統計表第20表参照)。

適格決定がなされた328件の内訳は、委員推薦に伴うもの173件、不当労働行為救済申立てに伴うもの110件、法人登記に伴うもの38件、総会決議に伴うもの2件、労働協約の拡張適用に伴うもの5件となっている(巻末統計表第21表参照)。

そのうち、労委規則第24条に基づき要件補正の勧告をしたものは1件である(巻末統計表第22表参照)。

## 第2節 労調法第37条違反被疑事件

労調法第37条違反被疑事件（公益事業の争議行為の予告違反被疑）についてみると、前年からの繰越しはなく、令和4年の新規係属が1件あり、同年中に処罰請求を行わないことが決定された（巻末統計表第23表参照）。

## 第3節 労働協約の拡張適用

労組法第18条に基づく労働協約の拡張適用についてみると、前年からの繰越しはなく、令和4年の新規係属1件は下記のとおり中労委で審議中であり、5年に繰り越された（巻末統計表第24表参照）。

### 1 協約当事者である組合からの申立て

ヤマダホールディングスユニオン及びU Aゼンセン デンコードーユニオンは、令和4年5月13日付けで、株式会社ヤマダデンキ及び株式会社デンコードーとの間で、二組合・使用者二社連名で「年間所定休日に関する労働協約」（以下「本件協約」という。）を締結した。

本件協約は、青森県全域、岩手県全域及び秋田県全域を適用地域とし、大型家電量販店に勤務する契約期間の定めがないフルタイム労働者である適用対象労働者について、年間所定休日を111日以上とすること等を定めたものである。

ヤマダホールディングスユニオン及びU Aゼンセン デンコードーユニオン（以下「協約当事者である組合」という。）は、令和4年7月29日、厚生労働大臣に対して、労組法第18条第1項の規定に基づき、本件協約を拡張適用する旨の決定を求める申立てを行い、同年8月3日、申立てを受けた厚生労働大臣から中労委会長あて決議が求められた。

### 2 小委員会の設置及び審議

中労委では、令和4年9月21日の第1833回定例総会に付議した結果、労委規則第5条第5項に基づき、公労使委員各2名をもって構成する小委員会を設けて調査することとなり、小委員会には、公益委員として荒木尚志委員、小西康之委員、労働者委員として小俣利通委員、山本和代委員、使用者委員として宮近清文委員、田中恭代委員の各委員が指名された。

第1回小委員会は、令和4年10月19日に開催され、荒木委員を委員長として選出するとともに、小委員会の運営について審議した。小委員会は、同年12月26日まで4回開催され、協約当事者である組合、使用者等から

ヒアリングを行うなどして事実関係の調査を行うとともに、小委員会における調査審議の進め方について審議し、本件は翌年に持ち越されることとなった。